

造 林 事 業 請 負 契 約 書 (案)

- 1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請 負 予定数量	請負予定金額	事業 場所	完了 検査 場所
7 年度西紋別 支署【雄柏・ 北雄地区】保 全整備（保育 間伐等）第 1 号	保育間伐 育成受光伐 伐採搬出 及び数量 調査	HA 249.18	m ² 7,500	請負金額 円也 (うち取引に係る消費税及び地方 消費税額 円也)	事業内訳 書のとおり	現地

(注) 〔 () の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。〕

- 2 事業期間

自 契約締結日の翌日

(詳細は、事業内訳書のとおり)

至 令和 8 年 2 月 28 日

- 3 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
	前金払	分の 以内	第 35 条第 1 項
×	中間前金払		第 35 条第 3 項
× ○	部分払	月 1 回以内	第 38 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

4 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日

5 特約事項

- ① 上記の事業に関する保安林内作業行為協議の知事同意の範囲内で作業を行うものとする。

なお、やむを得ず知事同意の範囲を超えるおそれがある場合は、請負者は事前に発注者にその旨を届出し、理由を付して保安林内作業行為の追加・変更協議を行うことを求めるものとする。

- ② 請負者は、「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」に定める事業計画書を作成するに当たり、技術提案書に記載された内容を反映するものとする。

- ③ 発注者が採用した技術提案については、その後の事業において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、発注者は無償で使用できることとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

- ④ 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において事業実施方法等を指定しない部分の事業に関する請負者の責任が軽減されるものではないこととする。

- ⑤ 請負者の責により事業計画書の記載内容が満足出来ないと発注者が判断した場合は、発注者は、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知)」に定める事業成績評定について、単年度の場合にあっては履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずること、複数年度にわたる事業の場合にあっては当該不履行があった年度において履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずることができることとする。

- ⑥ 請負者が事業計画書のうち技術提案に係わる内容を履行できなかったと発注者が認めた場合で再度事業実施が困難あるいは合理的でない場合は、発注者は契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことができることとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」（本事業の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 紋別郡滝上町字滝ノ上原野3線北1番地
分任支出負担行為担当官
網走西部森林管理署西紋別支署長 ○○ ○○ 印

請負者 住所
氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

別紙

設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（製品生産事業請負標準仕様書、北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものとする。

事業内訳書

事業名:7年度西紋別支署【雄柏・北雄地区】保全整備(保育間伐等)第1号

事業地 又は 森林事務所	林小班	事業区分 又は 作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (m ³)	作業 仕様	作業期間年月日		備考	連番
							から	まで		
雄柏	323 と	保育間伐	トドマツ	3.41	90		契約締結日の翌日	R8.2.28		1
雄柏	324 ち	保育間伐	トドマツ	12.36	300		契約締結日の翌日	R8.2.28		2
雄柏	324 つ	保育間伐	トドマツ	2.27	90		契約締結日の翌日	R8.2.28		3
雄柏	324 ね	保育間伐	トドマツ	4.17	110		契約締結日の翌日	R8.2.28		4
雄柏	327 ろ	保育間伐	カラマツ	1.00	40		契約締結日の翌日	R8.2.28		5
雄柏	327 は	保育間伐	トドマツ	11.10	320		契約締結日の翌日	R8.2.28		6
雄柏	327 ほ	保育間伐	トドマツ	3.16	100		契約締結日の翌日	R8.2.28		7
雄柏	328 ろ	育成受光伐	トドマツ	5.32	210		契約締結日の翌日	R8.2.28		8
雄柏	328 は	育成受光伐	トドマツ	10.38	400		契約締結日の翌日	R8.2.28		9
雄柏	328 ほ	育成受光伐	トドマツ	0.53	10		契約締結日の翌日	R8.2.28		10
雄柏	328 ん	保育間伐	トドマツ	3.71	160		契約締結日の翌日	R8.2.28		11
雄柏	329 ほ	育成受光伐	カラマツ	2.05	70		契約締結日の翌日	R8.2.28		12
北雄	367 れ	保育間伐	トドマツ	11.58	350		契約締結日の翌日	R8.2.28		13
北雄	368 に	保育間伐	トドマツ	9.95	250		契約締結日の翌日	R8.2.28		14
北雄	368 り	保育間伐	トドマツ	4.71	280		契約締結日の翌日	R8.2.28		15
北雄	369 に	保育間伐	トドマツ	17.64	510		契約締結日の翌日	R8.2.28		16
北雄	369 と	保育間伐	トドマツ	33.15	1,060		契約締結日の翌日	R8.2.28		17
北雄	369 る	保育間伐	トドマツ	57.97	1,560		契約締結日の翌日	R8.2.28		18
北雄	369 よ	保育間伐	トドマツ	1.20	40		契約締結日の翌日	R8.2.28		19
北雄	369 れ	保育間伐	トドマツ	28.93	930		契約締結日の翌日	R8.2.28		20
北雄	370 ろ	保育間伐	トドマツ	24.59	620		契約締結日の翌日	R8.2.28		21
		合計		249.18	7,500					

- 注: 1. 「事業区分又は作業種」欄は、保育間伐、誘導伐、保護伐、天然林受光伐等と記載する。
 2. 「樹種」欄は、人工林の場合のみ記載する。
 3. 「数量」欄は、伐倒のみの場合はHA当たり伐倒本数(単位: 本/ha)を、伐採搬出の場合は生産量(単位: m³)を記載する。
 4. 「作業期間年月日」欄は、作業期間を指定する場合に記載する。

事業地毎の作業条件

事業名:7年度西紋別支署【雄柏・北雄地区】保全整備(保育間伐等)第1号

林小班	伐採率 (%)	伐採方法	伐採仕様 (伐列幅×残幅)	林地傾斜	法令制限
323 と	25	列状間伐	4m×12m	30度以上	水源かん養保安林
324 ち	33	列状間伐	4m×8m	30度未満	水源かん養保安林
324 つ	33	列状間伐	4m×8m	30度未満	水源かん養保安林
324 ね	25	列状間伐	4m×12m	30度未満	水源かん養保安林
327 ろ	33	定性間伐	毎木	30度未満	水源かん養保安林
327 は	25	定性間伐	毎木	30度未満	水源かん養保安林
327 ほ	33	定性間伐	毎木	30度未満	水源かん養保安林
328 ろ	25	択伐	毎木	30度未満	水源かん養保安林
328 は	25	択伐	毎木	30度未満	水源かん養保安林
328 ほ	25	択伐	毎木	20度未満	水源かん養保安林
328 ぬ	25	列状間伐	4m×12m	30度以上	水源かん養保安林
329 ほ	25	定性間伐	毎木	30度未満	水源かん養保安林
367 れ	25	列状間伐	4m×12m	30度以上	水源かん養保安林
368 に	25	定性間伐	毎木	30度以上	水源かん養保安林
368 り	25	列状間伐	4m×12m	30度以上	水源かん養保安林
369 に	25	定性間伐	毎木	30度未満	水源かん養保安林
369 と	25	列状間伐	4m×12m	30度未満	水源かん養保安林
369 る	25	定性間伐	毎木	30度未満	水源かん養保安林
369 よ	25	列状間伐	4m×12m	30度未満	水源かん養保安林
369 れ	25	定性間伐	毎木	30度以上	水源かん養保安林
370 ろ	25	定性間伐	毎木	30度未満	水源かん養保安林

- 注:1.「伐採方法」欄は、「列状間伐」(帯状を含む。),「定性間伐」又は「複層伐」等と記入する。
2.「伐採仕様」欄は、「伐列幅×残幅」等を記載する。
3.「林地傾斜」欄は、「10度未満」、「20度未満」、「30度未満」又は「30度以上」と記載する。
4.「法令制限」欄は、当該林小班に法令制限の指定がある場合に記載する。

請負事業作業仕訳書 (A)

事業名： 7年度西紋別支署【雄柏・北雄地区】保全整備（保育間伐等）第1号

[illegible]

※ 請負予定数量欄の単位は、素材：m³

請負事業作業仕訳書（B）

[illegible]

特記仕様書

「7年度西紋別支署【雄柏・北雄地区】保全整備(保育間伐等)第1号」について、下記の事項を定める。

記

- 1 伐採について
 - ① 伐採方法が列状間伐の箇所については、調査木の標示(ナンバーテープ)の有無にかかわらず列状間伐ができるものとする。
 - ② 調査木の標示(ナンバーテープ)がある立木を伐採しない場合、標示を剥がす必要はない。
- 2 保安林内作業行為協議の知事同意内容の説明
当該事業の事業地は保安林に指定されており、当該事業に係る保安林内作業行為協議の申請中であり、知事の同意後に事業を着手すること。(別紙「事業地毎の作業条件」参照)
- 3 造材・巻立・輸送に関する事項
 - ① 採材寸法については、別途指示する。
 - ② 当該事業から出材される素材がシステム販売の対象となった場合は、採材寸法及び検知等について別途指示する。
 - ③ 虫害・材の劣化防止のため、伐採後は速やかに林外へ搬出し、巻立すること。
 - ④ 次に定める事業地から生産される素材のすべて又はその一部については、濁川里土場(紋別郡滝上町字オシラネツ原野277-10)に素材輸送し、巻立てること。

雄柏地区	328	は 林小班	予定数量	N	100 m ³
北雄地区	369	る 林小班	予定数量	N	1,200 m ³
	369	れ 林小班	予定数量	N	500 m ³
- 4 既設道の維持修繕・除雪に関する事項
 - ① 既設道の維持修繕
設計図書(位置図)に示す箇所がある場合は、車両の通行に支障がないよう、路体の維持修繕を行うものとする。
 - ② 既設道への敷砂利
設計図書(位置図)に示す箇所がある場合は、次に定める仕様により敷砂利を行うものとする。
敷幅:3mの範囲内 敷圧:20cm 規格:盛土材(GS-F)
なお、敷砂利分の「納入伝票」及び「納品書等」を(部分)完了検査時に提出すること。
※納品書等とは、碎石プラント等から受注者に対し、当該数量を納品したことを証明する一覧表とする。
 - ③ 除雪
当該事業の事業地へ通じる通勤路(公道を除く。)については、車両の通行に支障がないよう、除雪を行うものとする。
- 5 事業期間の指定
当事業は、冬期事業を見込んだ設計としているが、積雪期の販売事業等を考慮して以下の順序で事業着手すること。なお、下記の順序について変更を要する場合には、事前に監督職員と協議を行い、承認を得ること。

			予定生産量
①	雄柏地区	323～324、327～329林班	(5～9月頃) 1,900 m ³
②	北雄地区	367～370林班	(9～2月頃) 5,600 m ³
- 6 誤伐防止
誤伐防止のため別紙「誤伐防止のためのチェックポイント」を事業計画書の承認を受けた後事業着手前に提出すること。

別紙

製品生産における誤伐防止のためのチェックポイント

年 月 日

発注者

分任支出負担行為担当官

森林管理（支）署長 殿

請負者

住所

氏名

年 月 日契約した 年度〇〇署【△△地区】保全整備（保育間伐・地拵え・植付）
第〇号について、下記事項の通り提出いたします。

区 分	チェックポイント	チェック	
		はい	該当なし
保安林協議	保安林伐採協議及び作業行為の知事同意済内容を確認しましたか	☐	☐
	特に土場・森林作業道の作設面積は、確認しましたか	☐	
契約書と図面 等の事前確認	契約書・仕様書・特記仕様書等の確認をしましたか	☐	
	関係図簿等の資料を確認しましたか	☐	
	隣接地に収穫調査、立木販売済箇所及び分収林の有無を確認しましたか	☐	
	伐採区域内における伐採除外地の有無を確認しましたか	☐	
境界の 現地確認	林小班及び伐採区域の現地確認をしましたか	☐	
	隣接地の収穫調査、立木販売済箇所及び分収林を現地確認しましたか	☐	
	伐区界等の不明箇所がありましたか	☐	☐
	（ある場合）不明箇所を監督職員等に確認依頼しましたか	☐	
支障木の取扱 （裏面）	立木販売と製品生産事業での支障木の取扱方法の相違を理解しましたか	☐	
	作業従事者に上記について周知しましたか	☐	
作業従事者 ・ 下請者への 指導	作業従事者に図面等を配布し、次のことを指導しましたか		
	・ 伐採区域の標示方法	☐	
	・ 伐採方法（帯状、定性等）及び伐採仕様（伐採率）	☐	
	・ 調査木の標示方法（No.テープの記号、番号、色別）	☐	
	・ 伐採除外地の有無	☐	
	・ 伐採除外地の標示方法	☐	
	作業従事者に上記について不明な場合は現場代理人へ報告するよう指導しましたか	☐	
	丸太・砂利等運搬を除き、下請け作業がある場合、下請者に作業従事者と同様のことを指導しましたか	☐	☐

注：このチェック表は、事業計画書の承認を受けた後、事業着手前に監督職員に提出してください。

監督職員
年 月 日
官職氏名

支障木の取扱

項目	立木販売		製品生産事業	
	伐区内	伐区外	伐区内	伐区外
伐倒支障木	伐倒支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う</u>	同左	伐倒支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う</u>	同左
損傷木	損傷木が発生した場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	損傷木が発生した場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左
搬出路等支障木	搬出路支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	森林作業道支障木は、予め本物件の調査結果を活用して資材に繰入れ払出済のため、支障木届の提出は必要ない。	森林作業道支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>
土場支障木	土場支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	土場支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左

事業地別伐区別立木資材と生産計画表

事業場所						伐採 面積	立木資材量 (m ³)						立木資材m ³ 廻り			ha 当り	素材生産		素材生産請負計画量			同時販売予定量		
事業地名	事業区分	林班	小班	支番	伐区		N		L		計						見込利用率							
							本数	材積	本数	材積	本数	材積	N	L	計	資材量	N	L	N	L	計	N	L	計
雄柏	保育活用	323	と			3.41	543	118.13	455	79.13	998	197.26	0.22	0.17	0.20	58	50.8	37.9	60	30	90			
雄柏	保育活用	324	ち			12.36	1,066	547.09	473	108.62	1,539	655.71	0.51	0.23	0.43	53	47.5	36.8	260	40	300			
雄柏	保育活用	324	つ			2.27	378	161.08	149	32.17	527	193.25	0.43	0.22	0.37	85	49.7	31.1	80	10	90			
雄柏	保育活用	324	ね			4.17	526	182.96	287	52.97	813	235.93	0.35	0.18	0.29	57	49.2	37.8	90	20	110			
雄柏	保育活用	327	ろ			1.00	61	80.52			61	80.52	1.32		1.32	81	49.7		40		40			
雄柏	保育活用	327	は			11.10	728	674.72			728	674.72	0.93		0.93	61	47.4		320		320			
雄柏	保育活用	327	ほ			3.16	204	198.15			204	198.15	0.97		0.97	63	50.5		100		100			
雄柏	育成受光	328	ろ			5.32	322	433.90			322	433.90	1.35		1.35	82	48.4		210		210			
雄柏	育成受光	328	は			10.38	751	838.15			751	838.15	1.12		1.12	81	47.7		400		400			
雄柏	育成受光	328	ほ			0.53	16	27.84			16	27.84	1.74		1.74	53	35.9		10		10			
雄柏	保育活用	328	ぬ			3.71	852	319.38	265	23.87	1,117	343.25	0.37	0.09	0.31	93	47.0	41.9	150	10	160			
雄柏	育成受光	329	ほ			2.05	79	95.52	213	41.29	292	136.81	1.21	0.19	0.47	67	52.3	48.4	50	20	70			
北雄	保育活用	367	れ			11.58	1,161	453.72	1,636	334.44	2,797	788.16	0.39	0.20	0.28	68	48.5	38.9	220	130	350			
北雄	保育活用	368	に			9.95	498	510.44			498	510.44	1.02		1.02	51	49.0		250		250			
北雄	保育活用	368	り			4.71	767	544.54	609	76.84	1,376	621.38	0.71	0.13	0.45	132	45.9	39.0	250	30	280			
北雄	保育活用	369	に			17.64	1,302	1,064.70			1,302	1,064.70	0.82		0.82	60	47.9		510		510			
北雄	保育活用	369	と			33.15	3,375	1,908.40	4,799	735.19	8,174	2,643.59	0.57	0.15	0.32	80	41.9	35.4	800	260	1,060			
北雄	保育活用	369	る			57.97	5,014	3,733.18			5,014	3,733.18	0.74		0.74	64	41.8		1,560		1,560			
北雄	保育活用	369	よ			1.20	124	68.24	174	26.60	298	94.84	0.55	0.15	0.32	79	44.0	37.6	30	10	40			
北雄	保育活用	369	れ			28.93	2,460	2,223.51			2,460	2,223.51	0.90		0.90	77	41.8		930		930			
北雄	保育活用	370	ろ			24.59	1,520	1,480.93			1,520	1,480.93	0.97		0.97	60	41.9		620		620			
合計						249.18	21,747	15,665.10	9,060	1,511.12	30,807	17,176.22	0.72	0.17	0.56	69	44.3	37.1	6,940	560	7,500			

事業区分別立木資材と生産計画表

事業区分	伐採面積	立木資材量 (m³)						立木資材m³廻り			ha 当り 資材量	素材生産 見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量		
		N		L		計		N	L	計		N	L	N	L	計	N	L	計
		本数	材積	本数	材積	本数	材積												
經常																			
天然受光																			
育成受光	18.28	1,168	1,395.41	213	41.29	1,381	1,436.70	1.19	0.19	1.04	79	48.0	48.4	670	20	690			
誘導伐																			
保育活用	230.90	20,579	14,269.69	8,847	1,469.83	29,426	15,739.52	0.69	0.17	0.53	68	43.9	36.7	6,270	540	6,810			
保護伐																			
合計	249.18	21,747	15,665.10	9,060	1,511.12	30,807	17,176.22	0.72	0.17	0.56	69	44.3	37.1	6,940	560	7,500			

月 別 生 産 計 画

事業名 7年度西紋別支署【雄柏・北雄地区】保全整備(保育間伐等)第1号

事業期間 自 契約締結日の翌日 至 令和8年2月28日

事業場所 323 と 林小班 外 20

契約数量 7,500 m³

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
生産量				190	460	800	800	1,000	1,500	1,500	1,000	250		7,500
事業地				雄柏	雄柏	雄柏	雄柏・北雄	北雄	北雄	北雄	北雄	北雄		

チェック	様式 NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考		
競争参加資格確認申請書	□	1	競争参加資格確認申請書 (表紙)	☐ 全省庁統一資格の資格確認通知書(写)	共同事業体による申請の場合は 構成員全員		
				☐ 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく都道府県 知事からの認定を証明する書類(写)			
				☐ 共同事業体協定書(写)	共同事業体による申請の場合		
	□	2	同種の事業の実績	☐ 実績として記載した事業に係る契約書等(写)			
	□	3	配置予定の技術者の資格等	☐ 法令等による技術者の資格・免許 入札公告の(ア)～(カ)の資格	資格・免許を保有していることが 確認出来る修了証書等の写し		
				☐ 上記法令等による技術者の資格・免許の保有がない場合、同様の資格 として認められる過去15年のうち3年以上森林整備事業に従事した 実績を記載。実績として記載した事業に係る契約書等(写)	技術者の経験が証明できる書類 経歴書等の場合は、事業主の証明 あるもの		
				☐ 入札参加者が直接雇用していることが判る書類(写)	保険証の写しなど 経歴書等の場合は、事業主の証明 あるもの		
	□	4	従事予定の技能者の資格等	☐	チェーンソー	伐木等の業務に係る特別教育の修了証書(写) ※令和2年7月まで有効な伐木等の業務8号の場合、補講に 関する特別教育の修了証書(写)	チェーンソー手帳は講習受講・修 了等証明付のもの
				☐			
				☐	伐倒・造材 高性能 機械	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	
				☐		高性能林業機械に関する受講証明等	経歴書等の場合は、事業主の証明 あるもの
				☐		伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)	
				☐	木寄・集材	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	
				☐		伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)	
				☐		走行集材機械運転特別教育の修了証書(写)	
☐				架線集材機械等運転特別教育の修了証書(写)			
☐				巻立	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)		
☐					はい作業主任者技能講習の修了証書等(写)		
☐					伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)		
☐	路網・土場	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)					
☐		地山の掘削作業主任者技能講習の修了証書等(写)					
☐	輸送	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	輸送を含む事業でグラブプル使用時				
□	5	社会保険等への加入状況	☐ 保険加入状況を証明する資料	被保険者証の写し(記号・番号は 黒塗りとする)等			
□	6	検知業務実績証明書	☐ 実績として記載した事業に係る契約書等(写)				
□	7	農林水産業・食品産業の作業 安全のための規範(個別規範:林業) 事業者向けチェック シート	☐	共同事業体による申請の場合は 代表者のみ			

	チェック	様式 NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考
技術 提案 書	☐	1	技術提案書(表紙)	—	—	
	☐	2	事業計画上の考慮事項等 (簡易型の場合は省略可)	☐	—	必要に応じて参考図書を添付
	☐	2-1	事業計画の工程管理 (簡易型の場合は省略可)	—	—	
	☐	3	企業の事業実績等	☐	事業に関する「表彰実績」がある場合はその表彰状(写)	
				☐	「同種事業の実績」がある場合はその事業の契約書等(写)	同種事業であることが分かるもの (必要に応じ資料を添付)
				☐	「立木等の販売と跡地における造林作業の請負とを一括して契約の実績」がある場合はその事業の契約書等(写)	
				☐	「森林作業道作設による評価の実績」がある場合はその点数を証明する通知書等(写)	
				☐	「緑化活動」の実績がある場合はその契約・協定書等(写)	
				☐	「災害協定」を結んでる場合は、協定期間が確認出来る契約・協定書等(写)	
				☐	「ボランティア活動(防災等関連)」の実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)	
				☐	エゾシカ被害対策について、直接捕獲事業にかかわる請負の実績がある場合は契約書(写)、ボランティアによる実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)	
				☐	間接的な捕獲の実績がある場合は、情報提供内容が確認できるGPS情報、写真、図面等、又は事業者による狩猟免許取得・更新に係る費用負担や有害鳥獣捕獲等への参加のための特別休暇付与を証明する資料	
				☐	森林管理経営法に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けている場合、そのことを証明する資料	
				☐	森林管理経営法第36条第2項の要件に適合する者(意欲と能力のある林業経営体)として、都道府県から公表されている場合は、公表されていることを証明する資料	
				☐	都道府県において「育成を図る林業経営体」(H30.2.6長官通知)に選定されている場合は、そのことを証明する資料	
				☐	森林経営計画 森林法に基づく森林経営計画を自ら作成し、認定を受けている場合、森林経営計画認定書(写)	
				☐	民有林実績 民有林における森林整備の実績がある場合、契約書等(写)	
				☐	「若手技術者等への登用・育成」の実績がある場合は、雇用通知書及び身分証明書等(写)、又は各種取組みを証明できる資料等(写)	活動内容の分かるもの (必要に応じ資料を添付)
				☐	若者雇用促進法による「ユースフル認定企業」の場合は公表されている認定書等の写し	
				☐	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の作成によりウェブサイト公表している内容が確認できる認定書等(写)	
				☐	次世代法に基づく「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定書等(写)	
				☐	伐採・造林に関する行動規範と当該規範を遵守している旨を記載した誓約書	
				☐	生産性向上 生産性向上を目的とした工程管理を行い、その結果から改善点を把握し、その後の事業により改善されたことが説明出来る資料又は工程管理を行ったことを証明できる資料等	
				☐	技術向上 現場従事者の技術向上を目的とした取組みを証明できる資料等	
				☐	休暇日数確保 就業規則、雇用通知書等(写)	
				☐	休業4日以上労働災害無しの実績を継続していることを証明できる資料又は労働者死傷病報告等の災害概要がわかる書類	
	☐	労働安全コンサルタントによる安全診断又はリスクアセスメントに取り組んでいる場合、実施していることを証明する資料				
	☐	北海道林業事業体登録制度のホームページ上に公表されている「北海道林業事業体登録情報」(「北海道林業事業体登録実施要綱」による登録を受けており、その状態が継続していることを証する資料)				
	☐	退職金共済契約締結の事実を証明する資料				
	☐	3-1	企業の事業実績等(作業員の雇用形態)	☐	作業員の雇用形態を証明する資料として「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)	
				☐	「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された月給制導入の有無について、証明する資料(雇用通知書や就業規則等)	
				☐	「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された作業員別の居住地を証明する資料	免許証等の公的書類の写し(氏名と住所以外は黒塗りとする)等
☐	4	配置予定技術者の資格・経験	☐	保有資格(技術士(森林部門)、林業技士、フォレストマネージャー等)の保有を証明する書類(写)。保有資格がない場合、現場代理人として10年間同種事業を経験したことを証明する履歴書等。	履歴書・経歴書等の場合は、事業主の証明あるもの	
			☐	研修等の受講状況、林業に関する継続教育(CPD)を証明する書類(写)	研修受講修了証等(写) 受講記録証明書等	
☐	5-1 5-2	従業員への賃金引上げ計画の表明書	☐	中小企業等の場合、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」	別表1の次葉は不要	
その他	☐	その他	☐	必要により特記事項で求めているものがあれば		
			☐	返信用封筒(電子入札による場合は不要)	簡易書留料金の切手貼付確認	